

# 有給休暇を取りやすい 環境のための労務管理

～年5日有給休暇取得の義務化に備えて～



参加  
無料

**日時** 平成30年12月5日(水) \*名刺を1枚ご用意お願いいたします。

14:30～受付開始  
14:45～15:30 セミナー  
15:30～16:30 グループコンサルティング

**会場** AER28階 エル・ソーラ仙台 大研修室 仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ

**定員** 30名(1社1名まで) **対象** 起業家、経営者、企業の労務・人事・総務担当者  
\*先着順となります。 \*途中退席の方のお申込みは、ご遠慮申し上げます。

**お申込み方法** セミナーのお申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。  
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。  
※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

## セミナー概要

働き方改革の一環として、2019年4月より年10日以上有給休暇の権利がある労働者について、最低でも5日以上は有給休暇を与えることが義務付けられました。有給休暇は労働者個人のライフスタイルによって取得状況に差があることも多いですが、有給休暇をあまり取得しない労働者に対しても、適切に有給休暇を取得してもらうための労務管理について社会保険労務士が解説いたします。

14:45～15:30 45分  
セミナー

## 有給休暇を取りやすい環境のための労務管理 ～年5日有給休暇取得の義務化に備えて～

**講師** 山下 雅大 仙台市雇用労働相談センター相談員  
特定社会保険労務士(社会保険労務士法人めぐみ事務所)

15:30～16:30 60分  
グループコンサルティング

セミナー後、弁護士または社会保険労務士と参加者数名によるグループに分かれ、テーマに関する質疑応答を通じて理解を深めます。

主催 仙台市雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **022-774-1753** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名	所属部署・ 役職名		
TEL	E-mail		

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(12月5日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働  
相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!  
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)



LINE@はじめました

雇用のイロハ

仙台  
ELCC  
仙台市雇用労働  
相談センター

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内  
TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00～17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ http://sendai-elcc.jp/ 仙台ELCC 検索

営業時間 / 平日9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

ホームページから申込みもできます。

仙台  
特区